



研究活動上の 不正行為防止マニュアル

概要版

愛媛大学研究支援部研究支援課

研究活動における不正行為について

本学では、研究活動上の不正行為について、

- ① 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用。
- ② ①以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。としています。

研究活動における不正行為の定義

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(文部科学大臣決定、平成26年8月26日)」(以下「ガイドライン」という。)では、特定不正行為として、以下の3つが定義されています。

■ 捏造 (Fabrication)

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

■ 改ざん (Falsification)

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

■ 盗用 (Plagiarism)

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

その他にも、「他の学術雑誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサシップなどが不正行為として認識されるようになってきている。」としています。

研究活動における不正行為を起こさないために

ガイドラインでは、研究活動における不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するためには、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育(以下「研究倫理教育」という。)を確実に実施することなどにより、研究者倫理を向上させることがまず重要であるとしています。

本学では、各部局等に「研究倫理教育責任者」を置き、所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならないとしています。

「本学に雇用されて研究活動に従事している者及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者」は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければなりません。

研究倫理教育教材には、

- **「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」**

(日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会)

(日本語版) <http://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>

(英語版) http://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri_e.pdf

- **CITI Japan e-ラーニングプログラム**

<https://edu.citiprogram.jp>

- **「愛媛大学研究倫理教育教材(e-learning)」**(日本語版のみ)

<https://moodle2x.lms.ehime-u.ac.jp/>

などがあります。



参考

論文などの投稿時に不正行為とならないために 気をつけること

- 自分が所属する研究機関の倫理綱領の内容を確認していますか？
- 自分が所属する学協会の倫理綱領や論文投稿規定の内容を確認していますか？
- 再現性があることの確認をして発表していますか？
- 生データ、実験で扱った試料、実験ノートの保存・管理はできていますか？
- 共著者を含んだものについては、それぞれが寄与した部分を当事者間で確認し、その内容に共同の責任を負うことに合意はとれていますか？
- 投稿誌の二重投稿規定に抵触していないことを確認していますか？
- 二重投稿や盗用とならないように、既に発表されている著作物の表現や内容については、引用であることを示していますか？

〈出典〉研究者のみなさまへ ～責任ある研究活動を目指して～ 平成27年5月 国立研究開発法人科学技術振興機構

研究資料等の保管について

ガイドラインでは、研究データを一定期間保存し、適切に管理、開示することにより、研究成果の第三者による検証可能性を確保することは、不正行為の抑止や、研究者が万一不正行為の疑いを受けた場合にその自己防衛に資することのみならず、研究成果を広く科学コミュニティの間で共有する上でも有益であるとしています。

本学では、

- 実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
- 研究資料等の保存期間は、当該論文発表後、
 - ・資料(文書、数値データ、画像など)については、10年間
 - ・試料(実験試料、標本)や装置など「もの」については、5年間保存することを原則とする。

としています。

ただし、保存・保管が本質的に困難なものや、保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りではないとしています。

不正行為を行ったと認定された場合の本学の措置

本学では、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、

- 不正行為に関与した者に対して、法令、職員就業規則その他関係諸規定に従って、処分を科す。
- 調査結果の内容(不正行為に関与した者の氏名、所属を含む。)を公表。
- 不正行為と認定された論文等の取り下げ、訂正又はその他の措置を勧告。などが行われます。

競争的資金の応募資格の制限等

不正行為に係る応募制限の対象者		不正行為の程度	応募制限期間	
不正行為に関与した者	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
		上記以外の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
	3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為があった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定された者)		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

通報窓口

本学では、研究活動上の不正行為に関する本学内外からの告発又は相談を受け付けるため、総務部に「通報窓口」を置いています。

通報窓口：総務部(本部棟4F)

〒790-8577 松山市道後樋又10番13号
電話:089-927-9010 FAX:089-927-9025
E-mail:soukacho@stu.ehime-u.ac.jp
受付時間:平日 8:30~17:00

本書の内容に関するお問い合わせ先

研究支援部研究支援課研究企画・戦略チーム

〒790-8577 松山市道後樋又10番13号
電話:089-927-8961 FAX:089-927-8905
E-mail:kikakuse@stu.ehime-u.ac.jp

